

新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度 について

申告期限

令和3年2月1日（月）消印有効

！ 申告方法

資産が所在する区にある都税事務所まで下記提出書類を郵送、またはご持参ください。
窓口の混雑緩和のため、ぜひ郵送をご利用ください。

▶ 対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少（※1）した
中小事業者等（※2）で令和3年2月1日（月）までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に
係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は
常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

▶ 提出書類

（1）特例申告書

東京都主税局 HP からダウンロード・印刷することができます。（ホームページの URL は裏面にあります。）

本申告書に「認定経営革新等支援機関等（※）確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。

（※）認定経営革新等支援機関等は、税理士・商工会議所・商工会・青色申告会等が該当します。

認定経営革新等支援機関等の詳細や対象機関の一覧については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

（2）特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、（1）の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

（注）償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

（3）収入が減少したことを証する書類（写）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

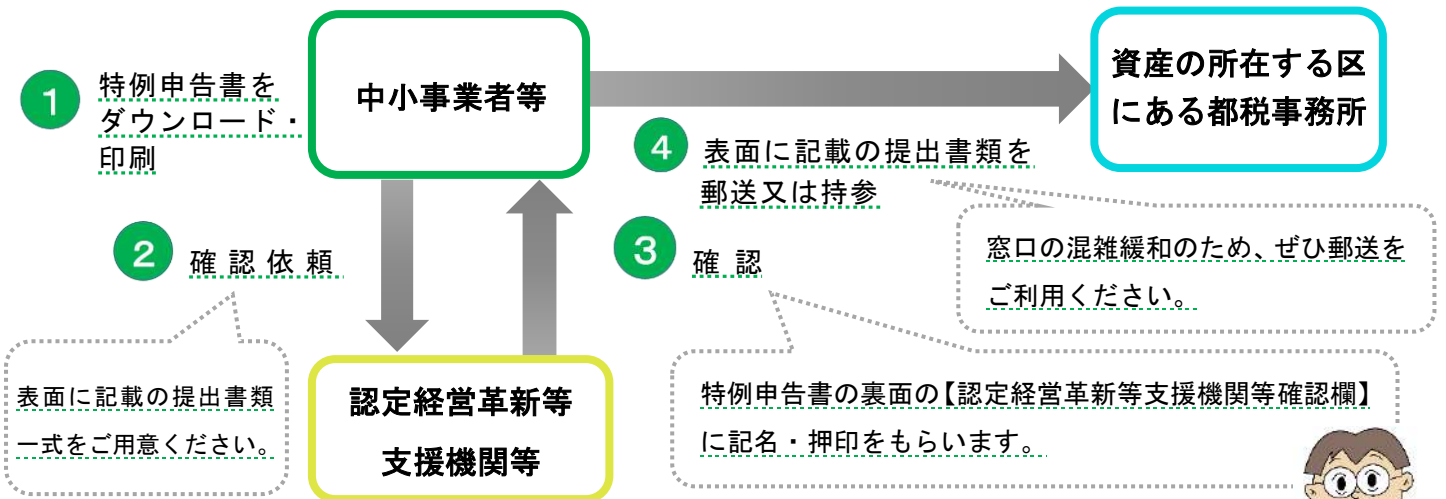
収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

（4）（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

手続方法

軽減措置の要件に該当する方（表面の対象者に当てはまる方）は、以下の ① ～ ④ の手順でご申告ください。



申告期限（令和3年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。お早めにご申告いただきますようお願いいたします。



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

お問合せ先 ・ 主税局ホームページ

▼ 本軽減措置に関するお問合せ

東京 23 区

東京 23 区に資産をお持ちの方を対象としています。23 区外については該当の市町村へお問合せをお願いします。

固定資産税コロナ コールセンター



☎ **03-3525-4106**

受付
時間

午前 9 時 ～ 午後 5 時（土日祝日、年末年始を除く）

開設
期間

令和 2 年 1 2 月 1 日（火）～ 令和 3 年 2 月 1 日（月）

▼ 主税局 HP

特例申告書の様式は
下記 HP からダウンロード・
印刷できます。



本軽減措置の詳細は
こちら！

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html

主税局 コロナ 検索

❗ 本軽減措置以外のお問合せは、資産の所在する区にある都税事務所へお願いします。

千代田 03-3252-7141	新宿 03-3369-7151	墨田 03-3625-5061	目黒 03-5722-9001	渋谷 03-5420-1621	豊島 03-3981-1211	板橋 03-3963-2111	葛飾 03-3697-7511
中央 03-3553-2151	文京 03-3812-3241	江東 03-3637-7121	大田 03-3733-2411	中野 03-3386-1111	北 03-3908-1171	練馬 03-3993-2261	江戸川 03-3654-2151
港 03-5549-3800	台東 03-3841-1271	品川 03-3774-6666	世田谷 03-3413-7111	杉並 03-3393-1171	荒川 03-3802-8111	足立 03-5888-6211	

■ 生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。また、生産性向上特別措置法の改正を前提として、適用期限を 2 年延長する見込みです。詳しくは主税局 HP をご覧ください。

